

に、歴史公文書の考え方の導入及び公文書管理条例の制定に関する検討等を含めた、文書管理の全般的な見直しを行うための公文書管理検討委員会及びワーキングチームを立ち上げ、全庁的な検討を開始しました。

公文書管理検討委員会等での検討の結果、法の趣旨にのっとった文書管理を実現するためには、公文書管理が情報公開制度の基盤であることも踏まえ、小平市情報公開条例と同様に、条例により公文書管理の適正化を図ることが適当であるとの判断から、公文書管理条例の制定に至りました。

## ②条例の目的

条例の目的は、行政運営の改善にあるとともに、市民の市政に関する情報を知る権利を条例上の権利として保障することにより、市民から市政を負託された市が市政運営の状況を具体的に明らかにし、市民に対し説明する責任を果たしていくという趣旨です。

## ③条例制定による効果及びメリット

公文書管理法の趣旨に基づいて条例を制定し、全庁的に公文書管理のルールが統一され、明らかになることにより、各所管課における文書の取扱いのバラつきがなくなり、公文書の誤廃棄や紛失などの事故を防止する効果が期待されます。また、レコードスケジュール<sup>11</sup>の導入や分類基準・選別基準に基づく管理、文書の保存期間に応じた廃棄手続の仕組み等の義務付けにより、公文書等の管理における適正化が推進されると考えています。

## ④今後について

現在検討中ですが、関連した取組として、電子決裁率の向上などの電子決裁の推進に向けた取組を考えています。

## (2) 公文書管理に関する規定の整備状況

現在の公文書管理条例の制定状況については、一般財団法人地方自治研究機構の調査<sup>12</sup>に

よると、2022年7月19日時点で、多摩・島しょ地域39市町村のうち、公文書管理条例を制定しているのは2団体（5.1%）のみでした。

ほとんどの市町村で公文書管理条例は制定されていませんが、内閣府が行った2022年4月1日時点の調査<sup>13</sup>によれば、条例、規則、規程、要綱等の公文書管理に関する一般的なルールの有無に関しては、多摩・島しょ地域39市町村のうち、37団体（94.9%）が制定しています。

小平市の事例では、公文書管理が情報公開制度の基盤であることを踏まえ、情報公開条例と同様に条例の制定に至り、市民の市政に関する情報を知る権利を条例上の権利として保障していました。公文書管理法においては、公文書が健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源と位置付けられ、国民が主体的に利用できるものとされています。これらを鑑みると、公文書管理を規則、規程、要綱等の行政の内部規律にとどめず、条例化を検討していく必要があると考えます。

## 4. 国における行政文書の電子的管理をめぐる動向

最後に、国における行政文書の電子的管理をめぐる動向を整理し、紹介します。

森友学園問題やイラク日報問題などの一連の国の行政機関における公文書をめぐる問題を受けて、2018年6月、公文書管理の適正化に向けた検討を行うため、「行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議」が開催され、翌7月に同会議において「公文書管理の適正の確保のための取組について<sup>14</sup>」が決定されました。

この中で、今後作成する行政文書は電子的に管理することを基本とし、機密の確保、改ざん防止等に十分配慮した、一貫した電子的な文書管理のあり方について、基本的な方針を策定す

ることが盛り込まれています。

これを踏まえ、2019年3月25日、「行政文書の電子的管理についての基本的な方針」が取りまとめられました。

同方針では、今後作成・取得する行政文書は、電子媒体を正本・原本として体系的に管理することを基本とし、利便性・効率性とのバランスを確保しつつ、作成から移管又は廃棄までの文書管理業務のプロセス全体を通じた電子的管理の枠組みを構築することなどが盛り込まれ、2026年度を目途に本格的な電子的管理に移行することを目指すとされました。

これを受けて、2021年4月、公文書管理委員会において公文書管理委員会デジタルワーキング・グループの設置が決定され、「デジタル時代の公文書管理」について、3回にわたりさまざまな観点から論点の議論を行い、2021年7月にその報告書<sup>15</sup>が取りまとめられました。

報告書では、システムの整備の方向性として、AIやRPAなどのデジタル技術を活用し、作成・取得した文書の保存・移管・廃棄等の公文書管理の手続・作業を2026年度までに自動化することを目指すとされました。デジタル庁と内閣府が中心となり取組を進め、現場の実態を踏まえた見直しを行うため、特に、各種システムの導入等に当たっては、各府省の情報システム担当との緊密な連携が必要とされました。市町村においても、デジタルを前提とした公文書管理の検討を進める場合には、文書管理担当部署だけでなく、情報管理担当部署やその他の関係部署との緊密な連携が重要になると考えられます。

さらに、報告書では、国の行政機関の業務システム内のデータは行政文書に該当し、公文書管理法の適用を受けることが明確化されました。国と市町村などの地方公共団体がデータを共有する際には、事前に保存期間等の調整を行うことが適当であるとされており、私たち市町村職員も国の動向に目を向けていく必要があります。

ます。

また、2022年2月には、その報告書の内容も踏まえた「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知<sup>16</sup>」が発出されました。市町村などの地方公共団体に対して発出された通知ではありませんが、市町村にとって参考となる記載がありましたので、一つ紹介します。その通知の中に、「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル<sup>17</sup>」があり、保存する行政文書の名称や文書属性等の付与・明示の標準化等、複製や共有の手順やルールなどの具体策が提示されているため、市町村において電子データの保存に関する基準や、その所在情報を的確に把握できる仕組みの構築などを検討する際には有用性があります。

## 5. おわりに

本稿では、公文書管理法の概要、公文書管理に関する条例をすでに制定している市町村の事例や、国における行政文書の電子的管理をめぐる動向について解説してきました。

デジタル化の進展により、住民の利便性が向上するとともに、行政の効率化や働き方改革につながることを期待されます。公文書管理についてもデジタル化が進みつつあり、住民から信頼される新たな制度や仕組みを構築するためにも、公文書管理法の趣旨や内容を改めて理解するとともに、庁内で関係部署との連携を進めていくことが重要であると考えます。

本稿が、公文書管理についての新たな制度や仕組みを検討している市町村にとって、少しでも参考になりましたら幸いです。

13 内閣府「地方公共団体における公文書管理の取組調査」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/local/mieru/mieru.html>（2023年1月10日確認）

14 行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議「公文書管理の適正の確保のための取組について」[https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/koubun\\_kansatsu/honbun.pdf](https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/koubun_kansatsu/honbun.pdf)（2023年1月10日確認）

15 公文書管理委員会デジタルワーキング・グループ「デジタル時代の公文書管理について」<https://www8.cao.go.jp/koubuniinkai/digitalwg/houkokusho.pdf>（2023年1月10日確認）

16 内閣府「デジタル化への対応に関する公文書管理課長通知」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/densi/tsuchi2.pdf>（2023年1月10日確認）

17 内閣府「共有フォルダにおける行政文書の電子的管理に関するマニュアル」<https://www8.cao.go.jp/chosei/koubun/hourei/tsuchi2-3.pdf>（2023年1月10日確認）